

不適切な管理の貯水槽

1 貯水槽周囲の状態



貯水槽周囲が植物や物品で覆われていると、貯水槽の衛生状態(破損等)の確認ができません。

貯水槽周囲は清潔にし、点検、清掃、修理等に支障のない空間を確保しましょう。

2 貯水槽本体の状態



貯水槽に亀裂があると、雨水等が入り込み、貯水槽内が汚染されてしまいます。

亀裂やすき間、漏水している箇所がないか確認し、必要に応じて補修しましょう。

3 貯水槽上部の状態



貯水槽上部に水たまりや落葉があると、昆虫等が発生して不衛生です。貯水槽上部は、水たまりがなく、落葉等衛生上有害なものが堆積しないよう管理しましょう。

4 貯水槽内部の状態①



貯水槽内部に沈でん物があると、貯水槽内が汚染されてしまいます。貯水槽内部は汚泥、赤さび等が沈でんしないよう管理しましょう。

5 貯水槽内部の状態②



外壁の塗装の劣化により光が透過すると、内部でコケ等が発生しやすい環境となってしまいます。必要に応じて補修しましょう。

6 貯水槽のマンホールの状態



パッキンの劣化、フタの未施錠により貯水槽内が汚染されてしまう可能性があります。

パッキンは補修、フタは施錠し、衛生上有害なものが入らないよう管理しましょう。

7 貯水槽のオーバーフロー管の状態



管端部の防虫網が破損すると昆虫などが貯水槽内に入ってしまう。定期的に確認し、必要に応じて補修しましょう。

写真提供：一般財団法人北里環境科学センター

汚染事故等があったとき

汚染事故等により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、使用者等関係者に周知してください。

また、給水を停止したときは、直ちに保健所に報告してください。

問い合わせ先

藤沢市保健所 生活衛生課

TEL 0466 (50) 3594 FAX 0466 (28) 2020

〒251-0022 藤沢市鵠沼2131番地の1

貯水槽水道 の 衛生管理

貯水槽水道とは



ビルやマンションなどで、水道事業者が供給する水をいったん受水槽で受けてから給水する施設を貯水槽水道といいます。受水槽に入る前の水は水道事業者が管理しますが、受水槽から蛇口までは、建物の所有者が責任をもって管理することとなります。

貯水槽水道の種類

貯水槽水道は受水槽の有効容量によって、次の2つに分けられます。

①簡易専用水道(水道法)

受水槽の有効容量が10m³を超えるもの。

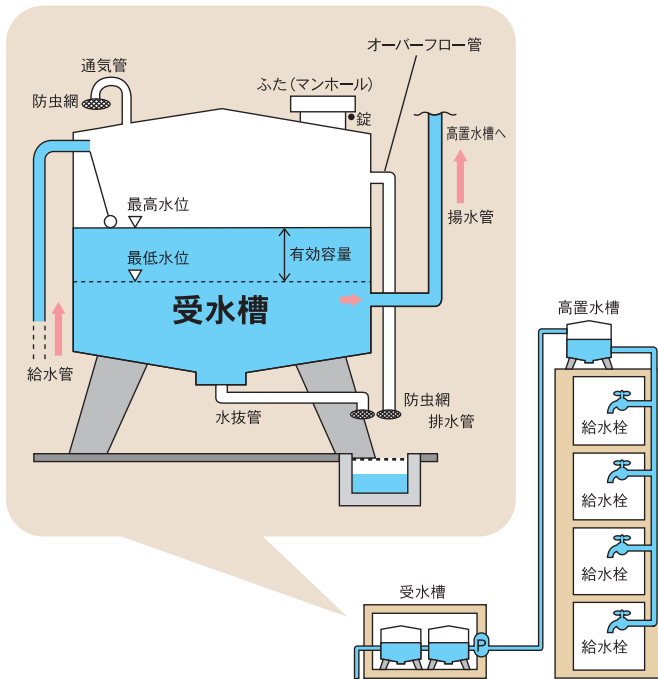
②小規模貯水槽水道(藤沢市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例)

受水槽の有効容量が10m³以下のもの。

(専ら一戸の住宅に供給するもの及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する特定建築物に供給するものを除きます。)

藤沢市保健所

貯水槽水道の構造



保健所への届出

●設置(給水開始)したとき

設置者(所有者)は、設置(給水開始)後、速やかに保健所に届け出てください。

●届出事項に変更があったとき

設置届(給水開始届)に記載した事項(建築物の名称、設置者の住所及び氏名等)に変更が生じた場合は、速やかに保健所に届け出てください。

●廃止したとき

廃止したときは、速やかに保健所に届け出てください。

※届出用紙は、保健所で入手していただくか、藤沢市ホームページの申請書ダウンロードサービスもご利用になれます。また、電子申請が利用できる届出もあります。詳しくは藤沢市ホームページをご覧ください。

必要な衛生管理

1 検査機関による検査(法定検査)

簡易専用水道及び受水槽の有効容量が8m³を超える小規模貯水槽水道の設置者は、**毎年1回以上定期的に**、登録(指定)検査機関の検査を受けることが法令で義務づけられています。

法定検査の内容

- 1 受水槽及び高置水槽の点検やその周辺の状態についての検査
- 2 給水栓における水の臭気、味、色、濁り及び残留塩素等水質の検査
- 3 貯水槽の清掃及び日常の点検・整備記録等の確認



法定検査の結果、検査機関から特に衛生上問題があると指摘された場合は、速やかに必要な対策を講ずるとともに保健所に報告してください。

簡易専用水道・8m³を超える小規模貯水槽水道の検査機関 (令和2年5月1日現在)

(公財) 神奈川県予防医学協会	☎ 045-773-6444
(一財) 北里環境科学センター	☎ 042-778-9208
(一社) 神奈川県保健協会	☎ 045-661-0975
(一財) 東京顕微鏡院	☎ 042-525-3186
(一財) 日本環境衛生センター	☎ 044-288-5225
よこはま環境センター(株)	☎ 045-439-3320
(一社) 神奈川県貯水槽協会	☎ 0467-83-0605
(株) 江東微生物研究所	☎ 03-3671-5941
(一財) かながわ水・エネルギーサービス	☎ 042-768-4222
東京環境衛生(株)	☎ 03-3442-4600

簡易専用水道は他にも検査機関があります。次の厚生労働省ホームページから「簡易専用水道検査機関登録簿※」をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>
※「水質検査機関登録簿」ではありません。

2 貯水槽の清掃

受水槽及び高置水槽の清掃は、**毎年1回以上定期的に**行ってください。

安全かつ確実に行うために専門業者に依頼することをお勧めします。最寄りの業者が不明のときは、次の貯水槽清掃関係団体にお問い合わせください。

(一社) 神奈川県ビルメンテナンス協会	☎ 045-641-2802
(公社) 神奈川県生活水保全協会	☎ 045-830-5720
(公社) 全国建築物飲料水管理協会	☎ 03-3502-0785
(一社) かながわ貯水槽管理協会	☎ 045-370-8020

3 施設の点検

法定検査とは別に施設の点検を**月1回**定期的に行い、記録を残しておきましょう。大雨や台風の後等は速やかに点検しましょう。

点検の内容

- 貯水槽に亀裂、破損がないか
- 貯水槽の蓋が密封され、施錠されているか
- 貯水槽内部に沈でん物、鳥や動物の死骸等がないか
- 通気管やオーバーフロー管の開口部の防虫網の破損がないか
- 施設周囲が整理整頓され、清潔に保たれているか
- その他、異常はないか



通気管の防虫網



オーバーフロー管の防虫網



マンホール蓋



マンホール蓋施錠例

4 水質の点検

- 1 毎日、透明なコップに蛇口から水を採り、色、濁り、臭い、味、異物の有無を点検しましょう。
- 2 週に1回以上、蛇口から水を採り、残留塩素を測定し、記録を残しておきましょう。

※遊離残留塩素は0.1mg/L以上検出される必要があります。残留塩素が検出されない、水に異常が認められた場合は、保健所にご相談ください。

5 図面・書類の管理

設備の配置及び系統等の図面は永年保存し、法定検査や貯水槽の清掃記録、施設や水質の点検記録については3年間保存しましょう。